

長第 01290003 号  
令和 2 年 2 月 10 日

非常災害対策計画 未策定施設・事業所 施設長・管理者 様  
(施設・事業所の指定基準 (省令) 関係)

和歌山県福祉保健部  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

介護保険施設等における「非常災害対策計画」の策定等の徹底について (依頼)

日頃より高齢者施設等における災害時の対策につきまして、適切に対応いただきありがとうございます。

さて、非常災害対策計画については、「要配慮者利用施設 (介護保険施設等) における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願いについて (依頼)」 (令和元年6月3日付け長第05200001号長寿社会課介護サービス指導室長通知) により、点検のうえ、報告していただくこととしています。

**この非常災害対策計画については、介護保険法又は老人福祉法の基準省令、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針及び和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針により、全施設・事業所 (訪問系サービスを除く) に策定が義務付けられています。**

今般、上記報告を取りまとめたところ、**貴施設等においては、非常災害対策計画の策定が確認できませんので、恐れ入りますが、別添「介護保険施設等における非常災害対策計画等の策定等について」 (平成31年3月15日付け長第03150006号) (特に、「非常災害対策計画と避難確保計画の比較」表中、非常災害対策計画関係) を参考に、改めて自主点検していただき、速やかに非常災害対策計画の策定及び県への連絡 (計画を策定した場合) をお願いします。**

なお、既に策定等が完了していただいている際には、ご容赦願います。

和歌山県介護サービス指導室  
TEL : 073-441-2527 (直通)